

平成28年5月9日

会員・組合員各位

一般社団法人日本食肉加工協会
日本ハム・ソーセージ工業協同組合

牛肉を対象とした放射性セシウム自主検査の見直しについて

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当団体の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年3月の東日本大震災により福島原子力発電所が被災し、汚染稻わらを食べた牛の肉から基準値を超える放射性セシウムが検出されました。

こうした事態を受け、消費者の方々に牛肉に対する不安を払拭していただくため、平成23年7月以降、全国レベルで牛全頭を対象とした放射性セシウム検査が実施されてきましたが、震災から5年が経過し、近年、牛肉から基準値を超える事例は見られなくなりました。

今般、こうした中で牛の生産・流通の関係団体が集まり、今後のセシウム検査への対応について検討・協議した結果、関係団体連名による「団体申し合わせ」(別紙)を作成し、国及び都道府県が指示する検査を除く、いわゆる「自主検査」を、関係方面へのご理解・ご協力をお願いしながら、順次、終了していくとの結論に至りました。

つきましては、関係団体の申し合わせにより、本年6月から自主検査の終了に着手し、「一年以内を目途に自主検査を終了させる」ことを目標として取組みを進めることとしておりますので、自主検査事業者におかれましては、申し合わせの趣旨を踏まえ、それぞれの取引先に対して別添資料により説明を開始し、自主検査終了に向けてご理解を求めて頂きますようお願い申し上げます。

また、補足資料として、①行政機関による牛肉の放射性物質の検査結果(資料一1)、②畜産物等の管理体制(資料一2)を添付させていただきますので、ご活用頂きたくお願いいたします。

なお、実需者団体(日本フードサービス協会、新日本スーパーマーケット協会、日本チーンストア協会、日本生活協同組合連合会、全国学校給食会連合会等)に対しては、4月27日に別添資料をもって会員への周知についてお願いしていることを申し添えます。

敬 具

牛肉を対象とした 放射性セシウム自主検査の見直しについて(団体申し合わせ)

平成 28 年 5 月

関係者各位

平成 23 年 7 月の放射性セシウム汚染稻わら給与牛による風評被害発生を契機として、行政が行なっている検査および、全国レベルで牛全頭を対象とした「放射性セシウム自主検査」が実施されてきたところですが、5 年が経過し近年は、基準値を超える牛肉の検出が見られていません。

こうした実態を踏まえ、全国の牛肉の生産・流通関係団体が集まり協議した結果、行政が行なっている検査以外の自主検査について、関係者の理解を得つつ終了とする方向が、妥当との結論に至りました。

については、本年 6 月 1 日を皮切りに自主検査終了に着手し、出荷県における検査体制等の事情を踏まえつつ、平成 28 年度内を目途に自主検査を終了することを申し合せました。

関係先におかれでは、是非ともご理解ご協力賜りますことをお願い申し上げます。

終了開始時期及び対象検査

(1) 検査終了開始時期	：	平成 28 年 6 月 1 日から
(2) 終了する検査	：	全国でと畜解体・加工される牛肉全頭を対象にした放射性セシウム自主検査

【終了理由】

- (1) 必要な検査は、行政が行っていること。
- (2) 平成 23 年以降、各都道府県、食肉関係団体、企業で牛肉の放射性セシウム検査を行ってきていますが、平成 25 年度以降基準値 (100Bq/kg) を超えるものはなくなつたこと。
- (3) 放射性セシウムに汚染された牛肉が生産されることがないよう、飼養管理が徹底されていること。

全国農業協同組合連合会	全国畜産農業協同組合連合会	全国酪農業協同組合連合会	全国開拓農業協同組合連合会
全国肉牛事業協同組合	公益社団法人 日本食肉市場卸売協会	全国食肉センター協議会	日本ハム・ソーセージ工業協同組合
一般社団法人 日本食肉加工協会	J A 全農ミートフーズ株式会社	東京食肉市場卸商協同組合	全国食肉業務用卸協同組合連合会
日本食肉流通センター卸売事業協同組合	全国食肉事業協同組合連合会	全国食肉生活衛生同業組合連合会	一般社団法人 日本食肉協会

資料－1 行政機関による牛肉の放射性物質の検査結果

1. 食品中の放射性物質に関する検査については、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定。解除の考え方（平成27年3月20日改正）」（以下ガイドライン）に基づき、各都道府県で検査計画を策定し、実施されています。
2. 各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が集約して公表しています。牛肉について、平成25年度以降、基準値の超過はみられていません。

○牛肉の検査結果

年度	検査点数	基準値超過点数(注)	超過割合
～平成23年度	78,095	1,052	1.3%
平成24年度	153,238	6	0.004%
平成25年度	193,268	0	0%
平成26年度	186,937	0	0%
平成27年度(～12月28日)	171,975	0	0%

(注) 平成24年4月から設定された基準値100Bq/kgを超過した点数。

※検査結果の集計対象は、ガイドラインに基づき検査計画を策定している17都県。

出典：食品と放射能Q&A(消費者庁)

資料－2 畜産物等の管理体制

畜産物の安全管理体制

- 放射性物質の食品の新基準値（一般食品：100Bq/kg、牛乳・乳児用食品：50Bq/kg *）を超えた畜産物が流通しないよう、各県がモニタリング検査を実施。
(※平成24年4月1日から新基準値を適用。ただし、準備期間の必要な米、牛肉については平成24年10月1日、大豆については平成25年1月1日より適用。)
- 畜産物が食品の新基準値を超える放射性セシウムを含むことがないよう、飼料の暫定許容値を改訂。
(※平成24年2月3日から新基準値を適用。)
- 適切な飼養管理の徹底と検査体制の強化により、安全な畜産物しか出荷されない体制を構築。

〈食 品〉

食品群	旧暫定規制値 (Bq/kg)
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	
穀類	
肉・卵・魚・その他	500



食品群	新基準値 (Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

〈飼 料〉

畜種	旧暫定許容値 (Bq/kg)	新暫定許容値 (Bq/kg)
牛	300	100
馬	300	100
豚	300	80
家きん	300	160
養殖魚	100	40

(製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)

①

出典：農林水産省ホームページ